

議案第 1 1 4 号

渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第 3 条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、市の機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日後において同項の規定による登録をすることができる。

4 前 3 項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務

(2) 租税に関する法令の規定に基づく犯則事件の調査に関する個人情報取扱事務

(3) 市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務

5 市の機関は、登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、市の機関は、第1項の規則で定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その規則で定める事項の一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第6条 市の機関に対して開示請求をする場合、法第89条第2項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示

請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

- 2 市の機関は、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第11条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、渋川市個人情報保護審査会条例（令和4年渋川市条例第 号）第1条に規定する渋川市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規則その他の規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(渋川市個人情報保護条例の廃止)

第2条 渋川市個人情報保護条例（平成18年渋川市条例第9号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項及び第12条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報

(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行の日(以下「附則第2条施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2条施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条施行日前において旧条例第12条第2項に規定する事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の際現に旧条例第27条第1項の規定により市に置かれた渋川市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又は附則第2条施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第28条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(審査会の調査審議に関する経過措置)

第4条 附則第2条施行日前に旧条例第26条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、渋川市個人情報保護審査会条例第1条に規定する渋川市個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第5条 附則第2条施行日前に次に掲げる請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止等については、なお従前の例による。

(1) 旧条例第13条の開示の請求

(2) 旧条例第14条の訂正の請求

(3) 旧条例第15条の削除の請求

(4) 旧条例第16条の目的外利用等の中止等の請求

(罰則に関する経過措置)

第6条 附則第2条施行日前にした行為及び附則第3条の規定によりなお従

前の例によることとされる場合における附則第 2 条施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、本市に適用される法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。